

資料

田布施町地域自立支援協議会委員一覧

区 分	所属団体	役 職	氏 名
福祉施設関係者	城南学園	園長	田村 博孝
〃	たぶせ苑・誘楽園	施設長	要田 俊彦
〃	地域生活支援センターたんぽぽ	相談支援専門員	久保 ゆかり
〃	やない地域生活支援センター	施設長	熊本 有希
〃	田布施地域包括支援センター	ケアマネージャー	神代 真希
地域における保健・医療・福祉関係者	町医師クラブ	医師	新谷 清
〃	町心身障害者協議会	会長	今津 邦彦
〃	町心身障害児者父母の会	会長	丸尾 洋
〃	町民生委員・児童委員協議会	会長	中村 享郎
関係行政機関職員	町社会福祉協議会	事務局長	福田 幸治

事務局

田布施町	町民福祉課	課長	坂本 哲夫
------	-------	----	-------

○田布施町地域自立支援協議会設置要綱

平成20年4月1日

訓令第9—11号

(設置)

第1条 本町における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議と、障害福祉計画の策定及び進行管理について広く町民の意見を反映するため、私的諮問機関として田布施町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営及び整備に関すること。
- (2) 処遇困難な障害者への対応に関すること。
- (3) 協議会は、柳井障害保健福祉圏域内の市町が設置する協議会との連携を図ること。
- (4) 障害者差別解消法における地域協議会として障害者差別に関する相談事案の情報共有、協議を通じた事案解決のための取組みに関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する事項
- (6) その他、障害者の自立に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長が、必要と認めた場合は、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(個人情報の保護)

第7条 委員及び協議会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び田布施町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年田布施町条例第23号)の定めるところにより、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(報償費)

第8条 町長は、第6条に規定する会議の出席者に対し、報償費を支給することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第21号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日訓令第39号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

(田布施町障害者プラン策定委員会設置要綱の廃止)

2 田布施町障害者プラン策定委員会設置要綱(平成14年田布施町訓令第26号)は、廃止する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第17号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

